

本徳寺廟所墓地の旧墓地の利用に当たっては下記の整備目的（保全整備・施設設置・用地確保・利用）を優先して行います。

保全整備

無縁墓の改葬工事
墓地内の通路・階段の整備
墓地内の不良樹木の剪定
墓地内路肩補強工事
自然災害による公共地の修復

施設設備

墓地内の雨水・排水路の整備
墓地内の水道・水汲み場の設置
墓地内のゴミ集積場・焼却場の設置
墓地内屑籠の設置
墓地内の照明装置の設置
墓地内の駐車場の拡張
階段の修理・手すりの設置

用地確保・利用

墓地地目の拡張
墓地内余裕地の確定
用地の寄付・買収

旧墓地利用の取り決め

墓地整備計画の骨子

- 公共用地を出来るだけ確保し、墓地の宗教的尊厳味を重視した環境を創出する。
- 個人墓地の土地利用の効率を高めると共に、墓地内の参詣を安全なものにし、手入れの便性を向上させる。
- 斜面地の保全を確保し、雨水排水の処理効率を高める。
- 駐車場の拡張、夜間の参詣を可能にし、盆・彼岸時の参詣集中の緩和に努める。
- 墓地の経営基盤を安定させる。

以上の整備計画骨子を基本に「墓地内土地利用の取り決め」を策定致しました。

1. 拡張工事の種類と優先順位

- 【公共用地】（通路・階段・清掃設備・水道・排水路・ゴミ箆設置場所・植樹場所）
- 【単純拡張】現在使用の墓地で、その墓地を含み墓地の拡張を希望する場合
（例）境界石を新たに設置することにより、登録面積より使用面積が大きくなる。
（例）古い墓石の改修・墓石の建換えにより、登録面積より使用面積が大きくなる。
（例）新たに墓を建立し加えることにより、登録面積より使用面積が大きくなる。
- 【集合拡張】現在使用の墓地を拡張して当墓地内の他所から墓石を移転して使用面積を拡張する場合。（原則として移転元の墓地は更地にして無償返還する）
（例）複数の離散する墓石を集めて、一箇所または数箇所の使用中の墓地に集合させ、かつ、集合させた一つの墓地の最終使用面積がその墓地の以前からの使用面積より大きくなる。
- 【更地移転】現在、旧墓地内に墓地を使用しているが、環境制約から使用不可能である為、墓地内で移転を希望する場合
（原則として移転元墓地は更地にして無償返還する）
（例）地勢・植勢により正常な使用が出来ずかつ拡張不可能なため移転をする
- 【更地建立】現在使用の墓地を継続使用して、かつ新たに墓域内の他所に建墓する場合

2. 改葬工事後の使用墓域境界の設定

拡張された新しい墓地使用領域は境界石・台石・縁石等により矩形の境界を設定しなければならない。（原則として墓石だけの離散型は認められない）

『本徳寺廟所墓地規則第11条』 『本徳寺廟所墓地管理規則施行内規第5条』

3. 移転元の墓地について

移転元に墓地を残し、継続使用する以外は、移転元の墓地を更地にして無償返還する
移転元の墓地を如何なる理由があっても他人に譲渡は出来ない

4. 拡張場所の制限

公共予定用地（通路・階段・清掃設備・水道・排水路・ゴミ箆設置場所・植樹場所）に拡張することは出来ない。

拡張することによって他の墓地の入り口を塞ぎ、参拝場所を著しく損なう場合は拡張出来ない。参拝面は60cm以上離すものとする。

拡張する場所と隣接して境界石のない台石付きあるいは墓碑のみの墓がある場合はその登録面積から30cm以上離して拡張区域を設定する。

拡張する事によって、他の墓地への進入路を全く塞ぐ場合、幅60cm以上進入路が確保されるように拡張区域を設定する。

崖崩れ等、危険な場所での建立は第5項「地勢の整備と保守の義務」を遵守すること。

5. 地勢の整備と保守の義務
拡張場所が補強を必要とする場合、拡張しようとする者の負担によって、背面の崖、使用区域の地盤補強等地勢の整備を行わねばならない。
自然災害、その他の原因により、墓地の損傷が生じた場合は、使用者の負担により地勢と墓石を補修せねばならない。
6. 使用権拡張にともなう志納金と管理料について
(拡張面積に対して算定する。拡張面積については第7項参照)
永代使用料(墓地使用権取得料・本徳寺護持協賛金・登録手数料)
本徳寺の役員会の決定による
納入方法は一括して銀行振込とする。
納入の期限は本徳寺が別途定める。
管理料は拡張許可の取得年度から新しい使用面積を基準に算定し納付する。
7. 拡張面積について
【単純拡張】の場合
最終使用面積から現使用面積を引いた面積を拡張面積とする。
【集合拡張】の場合
移転先の最終使用面積から移転先で従来使用してる墓地の面積を引いた面積を拡張面積とする。
(移転元の墓地は更地で無償返還する・移転元の墓地との等価交換はできない)
【更地移転】【更地建立】の場合
移転先の最終使用面積を拡張面積とする
(移転元の墓地は更地で無償返還する・移転元の墓地との等価交換はできない)
8. 【更地移転】【更地建立】の墓域について
本徳寺が許諾する墓地内余裕地に限る
新規造成墓域ならびに旧墓地内の再造成地への更地移転は既に設定された、区画域ならびに永代使用料の基準に準じ、移転元の墓地との等価交換は行えない。
9. 工事に関する遵守事項
不要になった一切の石材は使用者が責任をもって廃棄処分する。
地勢工事・建碑工事・移転工事の業者は指定石材店に限る。(指定店は別紙参照)
工期は拡張工事の許可後5年以内とする。
墓石建立の様式に関しては本徳寺が定める規定に従う。(別紙参照)

手続の手順

旧墓地内での拡張予定の具体的なご意向を『旧墓地内拡張要望書』と『旧墓地拡張計画書』にてお聞かせ願います。

『旧墓地内拡張要望書』は必ずご提出下さい。

【単純拡張】の場合

1. 現在の使用地域の面積と拡張後の予定使用面積を記入して下さい。

(注) 現在の使用面積は墓籍台帳登録済の面積です

2. 拡張予定計画図面を下記の要領でご記入下さい。

ご記入に当たっては、『墓地内用地利用の取り決め』の第4項「拡張場所の制限」を特に遵守され、現場で実測の上ご記入下さい。

現在使用の登録区域を黒線で寸法を入れてご記入下さい。

現在使用の墓石と周辺の墓石・通路との位置関係を、距離を記入して黒線で図示して下さい。

その上に、予定される拡張後の使用予定区域を赤線で図示して下さい。

隣接の墓石がある場合、そこから拡張予定境界線までの距離をご記入下さい。

現在使用中の実測値と墓籍台帳に記載の登録値とは異なる場合がありますが、あくまでも登録された値を現在の使用面積といたします。

(台帳に記載された現在の使用面積は如何なる理由があっても変更できません)

【集合拡張】の場合

1. 集合し拡張しようとする墓地(現在使用中)を決めて、その墓籍地番を「集合地の墓籍地番」にご記入下さい。

2. その集合地の現在使用中の使用面積を「この墓地の現在の使用面積」にご記入下さい。

(注) 現在使用中の使用面積は墓籍台帳登録済の面積です

3. 集合地の拡張後の予定使用面積を「移転集合した後の墓地の最終使用面積」にご記入下さい。

4. 移転する墓石の墓籍地番を「上記の墓籍に移転しようとする墓石の墓籍地番」にご記入下さい。

5. 拡張予定計画図面を下記の要領でご記入下さい。

ご記入に当たっては、『墓地内用地利用の取り決め』の第4項「拡張場所の制限」を特に遵守され、現場で実測の上ご記入下さい。

現在使用の登録区域を黒線で寸法を入れてご記入下さい。

現在使用の墓石と周辺の墓石・通路との位置関係を、距離を記入して黒線で図示して下さい。

その上に、予定される拡張後の使用地域を赤線で図示して下さい。

隣接の墓石がある場合、そこから拡張予定境界線までの距離をご記入下さい。

現在使用中の実測値と墓籍台帳に記載の登録値とは異なる場合がありますが、あくまでも登録された値を使用面積といたします。

(台帳に記載された現在の使用面積は如何なる理由があっても変更できません)

【更地移転】の場合

1. 移転しようとする墓石の墓籍地番を「移転墓石の墓籍地番」にご記入下さい。

2. 移転して建墓する墓地の使用予定面積を「移転後の墓地の使用面積」にご記入下さい。

3. 移転場所は原則として本徳寺から提示させて頂きます。

4. 特に要望があれば補足内容の欄にご記入下さい。

【更地建立】の場合

1. 現在使用中の墓石の墓籍地番を「使用墓地の墓籍地番」にご記入下さい。

2. 新たに建墓する墓地の使用予定面積を「移転後の墓地の使用面積」にご記入下さい。

3. 移転場所は原則として本徳寺から提示させていただきます。
4. 特に要望があれば補足内容の欄にご記入下さい。

以上をご記入の上、『旧墓地内拡張要望書』と『旧墓地内拡張計画書』を管理部にご送付またはご持参下さい。以後、管理部で検討・調整段階に入ります。

以後、検討・調整段階で、管理部から個別にご意向を伺いますので、宜しくお願い致します。

次に、『計画書』のご要望を参考に、管理部で旧墓地の全体整備計画図を作成致します。

1. 拡張部分の測量図面への書き込み
2. 公共用地との兼ね合い検討・調整
3. 隣地使用者との兼ね合い検討・調整
4. この時点で、必ずしも当初のご希望に添えなくなる可能性が生じますので予めご了承下さい。

以上、使用墓地の割付が完了次第、拡張部分の詳細をお知らせ致します。

調整に時間がかかりますのでご猶予下さい。
調整の都合上、ご希望の拡張が出来ない場合もあります。

受付日 平成 年 月 日
受付者
受付番号 _____

旧墓地内拡張要望書

- <旧墓地内で拡張を予定されている方は必ずご提出下さい>
- <ご希望の拡張は調整によって必ずしも可能ではありませんのでご了承下さい>

墓地整備の原則（『墓地内土地利用の取り決め』）に従い、下記の要領で、墓地の拡張を希望いたしますので宜しくお願い致します。

申請者名（墓地使用者名）

印

使用墓籍番号

許可証番号

改葬工事の形態を下記の中から選んで で囲んで下さい。

【単純拡張】 【集合拡張】 【更地移転】 【更地建立】 【その他】

拡張予定工事の概要をお書き下さい

旧墓地内拡張計画書

(単純拡張)

氏名	許可証番号
----	-------

<ご希望の拡張は調整によって必ずしも可能ではありませんのでご了承下さい>

【単純拡張】				
現在使用の面積 (墓籍台帳に記載)	たて	よこ	面積	
	cm	cm	cm	m ²
拡張後の使用予定面積 (外・ヨは軸石に正対)	たて	よこ	面積	
	cm	cm	cm	m ²
拡張予定分の面積 (拡張後の使用面積 - 現在使用の面積)				m ²
拡張予定計画図面 (ご記入に当たっては『墓地内用地利用の取り決め』の中で第2項「拡張工事後の使用墓域境界の設定」、第4「拡張場所の制限」、『今後の手続きの手順』の「【単純拡張】の場合」をご一読下さい)				
				北 

旧墓地内拡張計画書

(集合拡張)

氏名	許可証番号
----	-------

<ご希望の拡張は調整によって必ずしも可能ではありませんのでご了承下さい>

【集合拡張】				
集合地の墓籍番号				
この墓地の現在の使用面積 (墓籍台帳に記載)	たて	よこ	cm	cm
上記の墓籍に移転しようとする墓石の墓籍地番 (移転する墓籍地番が複数あればすべて記入)				
移転集合した後の墓地の最終使用面積 (㌥・ヨは軸石に正対)	たて	よこ	cm	cm
拡張予定計画図面 (ご記入に当たっては『墓地内用地利用の取り決め』の中で第2項「拡張工事後の使用墓域境界の設定」、第4「拡張場所の制限」、『今後の手続きの手順』の「【集合拡張】の場合」をご一読下さい)				
北 				

旧墓地内拡張計画書

(更地移転・更地建立・その他)

氏名	許可証番号
----	-------

<ご希望の拡張は調整によって必ずしも可能ではありませんのでご了承下さい>

【更地移転】			
更地へ移転しようとする墓地の墓籍地番			
移転後の墓地の使用面積 たて	よこ		
(㌧・ヨは軸石に正対)	cm	cm	m ²
補足内容			
【更地建立】			
現在使用中の墓地の墓籍地番			
新たに使用する墓地の面積 たて	よこ		
(㌧・ヨは軸石に正対)	cm	cm	m ²
補足内容			
【その他】 の場合、ご要望の内容を詳しくご記入下さい。			